

○愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

令和3年3月26日規則第20号

愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

**第2条** 条例第3条の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第24条第2項	この章	この章（第8条を除く。）の規定及び愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第18号。以下「基準条例」という。） 第4条
第50条、第55条、第61条、第70条、第85条及び第88条	第24条から第26条まで	基準条例第3条の規定により読み替えられた第24条、第25条から第26条まで
第90条第1項	指定通所支援基準の規定	愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。